

監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の一部改正について

平成21年4月21日
日本公認会計士協会

監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」を次のように改正する。

新	旧
<p>監査基準委員会報告書第3号</p> <p style="text-align: center;">経営者による確認書</p> <p style="text-align: right;">平成5年1月19日 改正 平成12年3月22日 改正 平成14年5月30日 改正 平成16年3月17日 改正 平成20年10月31日 最終改正 平成21年4月21日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第6項まで略)</p> <p>7. 第6項に掲げた事項のほかにも、確認事項の例としては次のような事項が考えられるが、記載を求めるに当たっては第5項(1)及び(3)の規定に留意する必要がある。なお、監査の過程で確かめられた事項で、改めて確かめる必要がないと監査人が認めたものについては、記載を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象となる財務諸表に係る事項 継続企業の前提に係る事項 ア. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断している旨 ・ 継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断している旨 ・ 継続企業の前提に関する事項はすべて財務諸表に注記している旨 ・ 財務諸表に注記した継続企業の前提に関する事項を除き、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断している旨 ・ 監査人に示した対応策は実行可能であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消(又は改善)するよう努力する旨 イ. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、監査人に示した対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断している旨 <p>(以降略)</p> <p>付録</p>	<p>監査基準委員会報告書第3号</p> <p style="text-align: center;">経営者による確認書</p> <p style="text-align: right;">平成5年1月19日 改正 平成12年3月22日 改正 平成14年5月30日 改正 平成16年3月17日 最終改正 平成20年10月31日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第6項まで略)</p> <p>7. 第6項に掲げた事項のほかにも、確認事項の例としては次のような事項が考えられるが、記載を求めるに当たっては第5項(1)及び(3)の規定に留意する必要がある。なお、監査の過程で確かめられた事項で、改めて確かめる必要がないと監査人が認めたものについては、記載を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象となる財務諸表に係る事項 継続企業の前提に係る事項 継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合 ・ 継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断している旨 ・ 継続企業の前提に関して開示すべき事項はすべて財務諸表に注記している旨 ・ 財務諸表に注記した事象又は状況を除き、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はないと判断している旨 ・ 監査人に提示した経営計画等は実行可能であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消(又は大幅に緩和)するよう努力する旨 <p>(以降略)</p> <p>付録</p>

新	旧
<p>4. その他追加項目の確認事項の記載例</p> <p>上記の経営者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が経営者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各会社の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要がある。このような個別記載事項のうち一般的と考えられる事項について以下に記載例を示している。</p> <p>(1) 継続企業の前提に係る事項</p> <p>— 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。</p> <p>継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断しております。</p> <p>継続企業の前提に関する事項はすべて財務諸表に注記しております。</p> <p>財務諸表に注記した継続企業の前提に関する事項を除き、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。</p> <p>貴監査法人に示した対応策は実行可能であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消（又は改善）するよう努力しております。</p> <p>— 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴監査法人に示した対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断しております。</p>	<p>4. その他追加項目の確認事項の記載例</p> <p>上記の経営者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が経営者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各会社の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要がある。このような個別記載事項のうち一般的と考えられる事項について以下に記載例を示している。</p> <p>(1) 継続企業の前提に<u>重要な疑義が認められる場合</u></p> <p>継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断しております。</p> <p>継続企業の前提に関して開示すべき事項はすべて財務諸表に注記しております。</p> <p>財務諸表に注記した事象又は状況を除き、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はないと判断しております。</p> <p>貴監査法人に提示した経営計画等は実行可能であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消（又は大幅に緩和）するよう努力しております。</p>

発効及び適用

「監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の一部改正について」（平成21年4月21日）は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

以 上